

**取り壊し、新築・増築した
家屋等はありませんか？**

(町民税務課)

固定資産税は、毎年1月1日に土地や家屋を所有している方に課税されます。今年中に家屋等を取り壊したり、新築・増築を予定している方(またはお済みの方)は、お早めにご連絡ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

④受給者証の更新はお済みですか？

(町民税務課)

6月に新しい④受給者証の更新(乳幼児・妊産婦を除く)を行いました。まだ手続きがお済みでない方は、医療費の給付が受けられない場合がありますので、速やかに手続きをしてください。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

**後期高齢者医療の限度額
適用・標準負担額減額認定**

(町民税務課)

この制度は、後期高齢者医療の被保険者が、月に支払う治療

費や入院時の食事代を自己負担限度額までにとどめるものです。世帯の所得状況を判定し、対象となる方に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付されます。(世帯の中に住民税が課税されている方がいる場合は、対象になりません。)

○申請

町民税務課②窓口
※代理申請の場合は、窓口に来られた方の本人確認の書類(運転免許証等)が必要となります。

○持参するもの

保険証、印鑑

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

**交通安全優良運転者表彰
の申し込みについて**

(生活安全課)

次の①～③の条件を満たす運転者を優良運転者として、境警察署長及び境地区交通安全協会長連名表彰に上申します。

①五霞町に居住し、境地区交通安全協会の会員である運転者

②自動車運転免許証(原付免許及び自動二輪車含む)取得後10年以上であり、過去5年以上無事故・無違反である運転者

③常時、自動車(原付以上)を乗用し、安全運転を励行する

など他運転者の模範である運転者

○お申し込み方法

免許証、印鑑を持参し、8月31日(月)午後5時までに生活安全課まで来庁ください。

○注意事項

資格の無い(過去5年以内に交通違反等をした方)申込者及び、以前に同様の表彰を受けた方は該当しませんので各自ご確認ください。また、上申後に境地区交通安全協会が審査し受賞になりますので、該当しなかった場合はご了承ください。

また、上申後に境地区交通安全協会が審査し受賞になりますので、該当しなかった場合はご了承ください。

○お問い合わせ

生活安全課 くらし安心G
☎(84)3618 (直通)

児童扶養手当受給世帯などに図書カードを配布します

(健康福祉課)

ひとり親家庭等学習応援事業として、ひとり親家庭などに対し、図書カードを配布します。

この事業は、子どもの学習用の図書購入に係る経済的負担を軽減することにより、さらなる学習の機会を確保することを目的としており、平成27年度のみの実施事業となります。

なお、該当者の方には現況届提出のお知らせと一緒に通知します。

提出のお知らせと一緒に通知します。

○対象となる方

平成27年4月分の児童扶養手当を受給する世帯の児童

※全部支給停止の方を除く

○配布する額

対象児童1人につき1万円分の図書カード

○配布方法

現況届提出時、健康福祉課窓口にて配布します。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)

児童扶養手当現況届を提出してください

(健康福祉課)

児童扶養手当とは、父母の離婚や死亡などにより、ひとり親となった家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される制度です。(支給要件があります。)

現在、この手当を受給されている方は、毎年8月末までに現況届を提出しなければ、8月以降の手当が受けられませんので、ご注意ください。

なお、該当者の方には現況届提出のお知らせを送付します。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)